

株主の皆様へ

東京都品川区南大井六丁目25番3号
日本通信株式会社
代表取締役社長 三田 聖二

第13回定時株主総会招集ご通知

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、当社第13回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただき、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表明の上、平成21年6月22日（月曜日）午後6時までに到着するよう折り返しご送付くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成21年6月23日（火曜日）午前10時
2. 場 所 東京都港区六本木五丁目11番16号
国際文化会館 地下1階 岩崎小彌太記念ホール
3. 目的事項
報告事項
 1. 第13期（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第13期（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 定款一部変更の件
- 第2号議案 取締役4名選任の件
- 第3号議案 監査役1名選任の件
- 第4号議案 ストックオプションによる取締役報酬の承認の件
- 第5号議案 ストックオプションによる監査役報酬の承認の件

以 上

- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎当社では、定款第14条の定めにより、代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する株主の方に委任する場合には限られます。その場合、代理権を証する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。なお、代理人は1名とさせていただきます。
- ◎なお、本招集ご通知の添付書類である事業報告、計算書類及び連結計算書類並びに株主総会参考書類の内容について、株主総会前日までに修正をすべき事情が生じた場合は、当社ウェブサイト（<http://www.j-com.co.jp>）において、その旨掲載することで、皆様へのご通知に替えさせていただきますので、あらかじめご了承ください。

<株式分割に関するお知らせ>

当社は、平成21年5月25日開催の定時取締役会において、株式の分割を決議し、これに伴い、定款の一部変更及び平成21年5月14日に発行を決議したストックオプション（新株予約権）の発行条件の一部変更を決議いたしました。

上記決議の内容は、平成21年5月25日に公表した当社開示資料においてご案内しておりますが、概要は以下のとおりです。

1. 株式分割：

平成21年6月30日最終の株主名簿に記載または記録された株主の所有株式数を、普通株式1株について5株の割合をもって分割します。
効力発生日は、基準日の翌日である平成21年7月1日です。

2. 定款の一部変更：

会社法第184条第2項の規定により、当社の発行可能株式総数（定款第5条）についても1：5の割合で増加させ、870,000株から4,350,000株に変更します。

3. 平成21年5月14日に発行を決議したストックオプション（新株予約権）の発行条件の一部変更：

株式分割の効力が発生することを条件として、平成21年5月14日開催の取締役会で発行を決議したストックオプション（新株予約権）の数を2,000個から10,000個に変更し、当該新株予約権の目的となる株式数も2,000株から10,000株に変更します。

なお、本招集通知の添付書類のうち、計算書類の作成時点は監査報告書の日付である平成21年5月18日となりますので、本書34頁及び43頁に記載しております、「重要な後発事象に関する注記」には、上記決議の内容を記載することができません。そのため、上記決議内容は「重要な後発事象に関する注記」には反映されておりませんので、念のため、お知らせいたします。

添付書類

事業報告

(平成20年4月1日から
平成21年3月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当社は1996年の創業以来、MVNO (Mobile Virtual Network Operator=仮想移動体通信事業者) 事業モデルの生みの親として、MVNO事業モデルの確立を推進してまいりました。想定以上に時間はかかりましたが、当期は、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ (以下、「ドコモ」という) との相互接続協定を締結し、2009年3月には、当社が要望していた方式での相互接続をようやく完了することができ、MVNO事業モデルの確立という念願がかない、当社にとって「事業基盤が確立した1年」となりました。

事業基盤の確立に伴い、かねてよりモバイル分野、次世代インターネット分野に関心を持つ様々な企業から、MVNO参入に関するご相談を多数いただくようになりました。MVNO分野は2015年に国内2兆円市場に成長すると試算されており (野村総合研究所)、同分野に対する企業の参入意向は日増しに強くなっていくと捉えています。当社ではこの流れを受け、2008年11月に、自らが顧客に対してサービス提供を行うMVNOとしてよりも、MVNOへの参入意向を持つ企業を、ノウハウ、技術及びネットワーク提供等を通して支援するイネイブラー事業すなわちMVNE (Mobile Virtual Network Enabler=「MVNO支援事業者」) として成長するという戦略へのシフトを決断し、当連結会計年度後半は、当社の直販営業よりも、MVNOパートナー候補企業との商談に注力しました。2009年3月末時点において商談中のパートナー候補企業は多数存在しており、来期以降に大きな成果となって現れてくるものと考えています。

一方、2008年秋の米国における金融危機に端を発した世界同時不況により、株価の下落、これに伴う個人消費や企業投資の急速な減速が生じ、当社の事業環境も極めて厳しいものとなりました。

このような環境において、当社及び連結子会社（以下、「当社グループ」という）の平成21年3月期の業績は、売上高3,675百万円（前年同期比7.5%増）、営業損失1,112百万円、経常損失1,191百万円、当期純損失1,192百万円となりました。

売上高については、ドコモとの相互接続協定の締結を受け、2008年8月にドコモの3Gネットワークを使用したサービスを開始した結果、当社の主力事業であるデータ通信の売上高は前年比34.0%の増加、売上総利益では前年比34.7%の増加となりました。一方で、平成14年3月期を境に戦略的縮小を続けているテレコム・サービスの売上高は、前年比51.2%の減少となり、結果として、当社全体の売上高の伸びは7.5%に留まりました。

売上原価については、当社のネットワーク調達コストが短期的には固定費的性格が強く、3Gサービスではサービスの提供を開始する前から固定費的なネットワーク費用が発生する一方、PHSサービスでは、当期のような縮小時期においては、利用者の減少すなわち売上の減少からそれに合わせたネットワーク費用の削減まで、数ヶ月の遅れが生じます。当期は、当社の主力サービスがPHSから3Gに移行する過程にあったため、ネットワーク調達コストは、本来の事業モデルと比べて、結果的に売上対比で過剰になっています。しかしながら、来期については、3Gサービスについては当初の設備投資を完了しており、また先行投資的費用負担が少ないこと、更に、PHSサービスについても、売上の減少に伴う調達コストの削減を進めていることから、売上対比のネットワーク調達コストは、本来の事業モデルに近づくと考えています。

販売費及び一般管理費については、厳しい事業環境を踏まえて業務の効率化を一層進め、固定費的経費の削減を図ったものの、3Gサービスの提供を開始するにあたって、広告宣伝費及び販売促進費が増加し、また、今後の成長戦略を見据え、研究開発費を増加させたことから、全体では前期比6.1%の減少に留まる1,720百万円となりました。

なお、当社は、平成21年3月期第2四半期から、データ通信サービスの売上計上基準を変更し、通信端末と通信料を区別することなく出荷基準によって売上計上するとともに、売上高から通信端末の売上原価を控除して算出される売上総利益を見積利用期間にわたって計上するため、通信サー

ビス繰延利益を設定して、販売月の翌月以降に利益を繰り延べる方法をとっています。これにより、当連結会計年度では、467百万円の売上総利益を来期以降に繰り延べています。

また、米国子会社においては、機器間通信（いわゆるM2M（マシン・ツー・マシン））に集中し、安全性の高い無線通信サービスを価格競争力をもって提供していますが、当連結会計年度から本格的な事業展開を開始しました。平成21年3月末現在、ATM（現金自動支払機）オペレーターを始めとする顧客に対し、試験導入を含め、比較的小規模から提供を開始していますが、既に本格導入に移行した顧客も存在することから、来期以降には成果が現れるものと見込んでいます。

② 設備投資の状況

ネットワーク機器の更新・増強、データ通信用ソフトウェアの開発などに252百万円を支出しました。なお、当社は、ドコモの3Gネットワークとの接続のためネットワーク機器の一部（112百万円相当）をリースで調達していますが、ファイナンス・リース取引であるため、設備投資額には含まれていません。

③ 資金調達の状況

- イ. 3GによるMVNO事業の推進に係る開発投資及び設備投資、並びに米国における事業の立上げに係る運転資金として、平成20年5月27日に第2回無担保転換社債型新株予約権付社債（第三者割当）（総額400百万円）を発行しました。
- ロ. ドコモとの相互接続に伴う設備投資資金として、平成19年12月21日にメリルリンチ日本証券株式会社を引受人として発行したエクイティ・コミットメント・ライン（第1回新株予約権）を利用し、平成20年8月12日、752百万円の資金調達を行いました。
- ハ. ドコモとの相互接続によって拡大する事業機会に向けて中長期的に必要な資金を機動的に調達するため、平成21年3月25日、同時点で資金調達手段として利用できない状況になっていた第1回新株予約権（平成19年12月21日発行、目的となる株式の種類及び数 普通株式30,000株）を取得・消却し、同日、第三者割当の方法により、メリルリンチ日本証券株式会社を引受人として750個（目的となる株式の種類及び数 普通株式30,000株）の第2回新株予約権を発行しました（平成21年3月31日現在、行使はありません）。

ニ. ストックオプションとしての新株予約権の行使に伴い、30百万円（当連結会計年度中に権利行使されたものの合計額）の資金が増加しました。

- ④ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況
該当事項はありません。
- ⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況
該当事項はありません。
- ⑥ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況
該当事項はありません。
- ⑦ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況
該当事項はありません。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

区 分	第10期	第11期	第12期	第13期
	自 平成17年4月 至 平成18年3月	自 平成18年4月 至 平成19年3月	自 平成19年4月 至 平成20年3月	自 平成20年4月 至 平成21年3月
売 上 高(百万円)	4,943	3,996	3,419	3,675
経常利益(△損失)(百万円)	113	△599	△1,063	△1,191
当期純利益(△純損失)(百万円)	107	△1,272	△1,946	△1,192
1株当たり当期純利益 (△純損失) (円)	495.40	△5,670.57	△8,670.05	△5,134.79
総 資 産(百万円)	5,364	4,579	2,424	2,442
純 資 産(百万円)	3,733	2,499	629	305

(注) 第11期より、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」（企業会計基準第5号 平成17年12月9日）及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」（企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日）を適用しています。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

- ① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	議決権比率	主な事業内容
丹後通信株式会社	25 (百万円)	100.0%	地域MVNOとして、地域に密着した通信サービスの提供
Communications Security and Compliance Technologies Inc.	1,000,000 (US \$)	100.0%	米国でのMVNO事業（現在はATM向けに注力）
Computer and Communication Technologies Inc.	200 (US \$)	100.0%	MVNO及びMVNEとして必要な技術の研究及び開発
Arxceo Corporation	236 (US \$)	57.1%	ネットワーク不正アクセス防御技術の開発及び同製品の販売
アレクセオ・ジャパン株式会社	50 (百万円)	100.0%	ネットワーク・セキュリティに関するソリューションの開発及び販売

(4) 対処すべき課題

① 現状認識について

当社は1996年の創業以来、MVNO事業に専業として取り組み、MVNO事業モデルの確立を推進してまいりました。2005年4月の当社上場後、MVNOの推進団体であるMVNO協議会が設立され、当社代表取締役社長である三田聖二が会長に就任し、政府、行政、携帯電話事業者等に対して働きかけを行ってまいりましたが、その結果、2002年に総務省が制定したMVNOガイドラインは、その後2回にわたる改正を経てより実効的なものとなり、また、WiMAXやXGP（ウィルコムが推進する次世代高速無線通信）、さらには3.9世代と言われるLTEの周波数免許に対してMVNOへのネットワーク開放が実質的に義務付けられるなど、MVNO事業モデルを推進する流れとなっています。このような背景のもと、当社は、2006年にドコモに申し入れた相互接続について、2007年の総務大臣裁定を経て、2008年8月に相互接続協定を締結し、同月、ドコモの3Gネットワーク

クを使用したサービスを開始しました。さらに2009年3月には、当社が要望していた方式（レイヤー2接続）による相互接続を完了することができました。このように、当連結会計年度は、当社にとって、「事業基盤が確立した1年」となりました。一方、上場からの3年間、事業モデルの確立に注力した結果、この間は十分な収益が得られなかったため、財務体質の強化が課題となっています。

なお、2008年8月の3Gサービスの提供開始後、MVNOへの参入意向を持つ企業、またはモバイル・ネットワークを使用した製品やサービスの提供を検討している企業等から、多数のご相談をいただいております。これは、MVNO事業モデルの将来性に期待する企業が多く存在するということの証左であり、当社ではこの流れを受け、2008年11月に、自らが顧客に対してサービス提供を行うMVNOとしてよりも、MVNOへの参入意向を持つ企業を、ノウハウ、技術、ネットワーク提供等を通して支援するイネイブラー事業すなわちMVNEとして成長するという戦略へのシフトを決断し、2009年3月末時点において、多数のパートナー候補の企業と商談を進めております。

MVNOパートナー候補の企業は様々な業種に属しておりますが、中でも、PC、IT機器または産業機器類のメーカーは、自社製品に無線通信機能を付加して差別化を図るため、MVNOへの取り組みを積極的に検討しています。また、従来から固定通信サービスを提供している事業者やコンピュータシステムを提供しているサービス事業者は、今後大きな成長が期待される無線通信に強い関心を抱いており、重要なパートナー候補となっています。

このように、MVNO事業においては、日本が世界をリードしている状況ですが、この流れは、グローバルに広がりつつあり、当社は国外における事業展開も積極的に進めております。まずは、当初からの海外拠点である米国事業が立ち上がりつつあり、独自の「無線専用線」というサービスにより、ATM（現金自動支払機）を中心に商談が進展し、来期には本格的な成果が期待できるものと考えています。

② 当面の対処すべき課題と対処方針

MVNOからMVNEへの戦略シフトの結果、当社では、どのようにしてパートナーとなるMVNOを支援し、事業を立ち上げていくかということが、最大の経営課題となっています。パートナー候補企業の多くは、すでに大きな顧客基盤を保有しており、その顧客基盤に向けて新たに無線通信を使った製品やサービスを提供することを検討していますが、モバイル通信はパートナー企業にとって新たな事業領域であり、ノウハウを持たない企業が多数を占めています。そのため、有効に支援するためには、パートナーのニーズを捉えつつ、当社から事業モデルやサービス設計等を含めたトータルな提案を行っていく必要があります。しかしながら、モバイル通信は、従来、携帯電話事業者のみが提供していたものであり、モバイル通信の製品化、サービス化、さらには事業化について精通している人材は極めて少ないのが現状です。

したがって、当社では、パートナーを支援していく上でも、人材の確保及び育成が最大の課題となっています。しかしながら、新しい事業モデルであり、当社と同様の事業を行っている企業が存在しないことから、他社から優秀な人材を獲得しても、必ずしも即戦力になるとは限らず、やはり自社における育成が鍵となります。人材育成は一朝一夕に実現できるものではありませんが、市場及びパートナーからのニーズは極めて大きなものであり、これらのニーズに対応するためには、人材の確保と育成を急ピッチで行う必要があります。ある意味では、当社の成長は、当社の人材確保・育成スピードにかかっていると言っても過言ではありません。

当社は現時点において、同規模の会社と比較した場合、人材面では相当優位にあると自負していますが、当社に課せられた期待に応えるため、通信業界及びコンピュータ業界を中心とした優秀な人材の獲得並びに自社での人材育成に、より一層努力していく所存です。

また、当社がMVNE戦略を成功させるためには、当社に対する信頼性を向上させていく必要があると認識しています。当社は、お客様、社員、事業パートナー、そして株主の皆様からの信頼を獲得するため、創業以来、MVNO事業モデルの確立に邁進してまいりましたが、一方、事業モデルが確立するまでの間は十分な収益を得られず、損失の計上が続いたことから、財務基盤が弱くなっています。当社に対する信頼性を向上させていくことは中長期的な課題ですが、当社では、その第一歩として、財務

体質の強化を当面の課題として位置づけ、何よりも売上の拡大による利益の確保及び適切な資金調達等により、この課題を克服してまいります。

(5) 主要な事業内容（平成21年3月31日現在）

当社グループは、携帯電話/PHS事業者のワイヤレス通信ネットワーク及び公衆無線LANサービス事業者の公衆無線LANスポットを利用し、当社グループ独自のワイヤレス通信サービスを提供する事業を営んでいます。

当社グループのサービスの種類及び内容は以下のとおりです。

サービスの種類	主なサービスの概要
データ通信サービス	<p>携帯電話/PHS事業者のワイヤレス通信ネットワークとの接続により、様々な顧客層及びパートナー企業に対して、セキュリティの高いワイヤレスデータ通信を提供するサービス</p>
	<p>① 法人向けサービス（商標：インフィニティケア）</p>
	<p>主に法人顧客向けに、顧客ごとに異なる課題や要望に応えたデータ通信を設計、開発、構築し、サポートや運用を含めて提供するワイヤレス・データ通信サービス (平成13年10月サービス開始)</p>
	<p>② 個人向けサービス（商標：bモバイル等）</p>
	<p>主に一般消費者や中小法人顧客向けに、データ通信端末機器、通信制御ソフトウェア、並びに一定期間のデータ通信、インターネット接続、及び携帯電話向けメールサービスをパッケージ化し、プリペイドの形態で提供するワイヤレス・データ通信サービス (平成13年12月サービス開始)</p>
<p>③ 機器向けサービス（商標：通信電池）</p>	
<p>主に機器メーカー向けに、通信サービスを部品として提供するもの。従来、商品とは別にサービスとして通信事業者との契約が必要であった通信を、部品として、あたかも乾電池のように商品に内蔵することで、通信機能を有した商品として簡便に利用できるようにするもの (平成14年12月サービス開始)</p>	
テレコム・サービス	<p>携帯電話/PHS事業者各社から通信回線及び携帯電話/PHS端末を調達し、通話料金の公私区分請求や部門別集計等の付加価値を付けて法人向けに提供する携帯電話（PHS音声通信を含む。以下同じ）サービス (平成9年1月サービス開始)</p>

(6) 主要な営業所及び工場（平成21年3月31日現在）

会社名	名称	所在地
日本通信株式会社	本社	東京都
	西日本支社	大阪府
丹後通信株式会社	本社	京都府
Communications Security and Compliance Technologies Inc.	本社	米国ジョージア州 アトランタ
Computer and Communication Technologies Inc.	本社	米国コロラド州 イングルウッド
Arxceo Corporation	本社	米国ジョージア州 アトランタ
アレクセオ・ジャパン株式会社	本社	東京都

(7) 使用人の状況（平成21年3月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

使用人数	前連結会計年度末比増減
121（6）名	3（△4）名

(注) 使用人数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しています。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
94（4）名	7（△3）名	39.68歳	4.41年

(注) 使用人数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しています。

(8) 主要な借入先の状況（平成21年3月31日現在）

借入先	借入額
株式会社みずほ銀行	180百万円
株式会社三井住友銀行	84百万円
株式会社横浜銀行	50百万円

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況（平成21年3月31日現在）

- | | |
|--------------|----------|
| ① 発行可能株式総数 | 870,000株 |
| ② 発行済株式の総数 | 236,056株 |
| ③ 株主数 | 12,137名 |
| ④ 大株主（上位10名） | |

株 主 名	当 社 へ の 出 資 状 況	
	持株数	出資比率
エイチエスピーシー ファンド サービスイズ クライ アンツ アカウント500	47,247株	20.01%
エル ティ サンダ ビー・ヴィー・ビー・エー (注) 3	34,985株	14.82%
シティグループ・グローバル・マーケット・インク (注) 4	21,770株	9.22%
城 野 親 徳	5,900株	2.49%
大 阪 証 券 金 融 株 式 会 社	3,856株	1.63%
三 田 聖 二	2,681株	1.13%
小 高 雅 弘	1,535株	0.65%
小 川 信 之	1,128株	0.47%
松 井 証 券 株 式 会 社	1,073株	0.45%
ソシエテ ジェネラル バンク アンド トラスト シンガポ ール カスト アセット メイン アカウント スクリプレス	1,000株	0.42%

- (注) 1. 発行済株式（自己株式を除く）の総数の10分の1以上の数の株式を保有する株主2名を含む大株主上位10名の状況を記載しています。
2. 出資比率は自己株式（30株）を控除して計算し、小数点以下第3位を切り捨てています。
3. 当社代表取締役社長三田聖二が議決権の過半数を保有しています。
4. 当社社外取締役テレーザ・エス・ヴォンダーシュミットの保有によるものです。

(2) 新株予約権等の状況

① 当社役員が保有している新株予約権の状況(平成21年3月31日現在)

発行決議の日		平成14年6月27日	平成15年6月27日		
新株予約権の数		990個	921個		
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 990株 (新株予約権1個当たり1株)	普通株式 921株 (新株予約権1個当たり1株)		
新株予約権の発行価額		無償	無償		
新株予約権の行使時の払込金額		26,667円	26,667円		
新株予約権の行使期間		平成14年8月15日から 平成24年8月15日まで	平成16年3月15日から 平成26年3月15日まで		
新株予約権の行使の条件		(注) 1	(注) 2		
役員 の 保有 状況	取締役(社外取締役を除く)	保有者数	1名	保有者数	2名
		保有数	459個	保有数	675個
		目的である株式の数	459株	目的である株式の数	675株
	社外取締役	保有者数	2名	保有者数	1名
		保有数	60個	保有数	10個
		目的である株式の数	60株	目的である株式の数	10株
	監査役	保有者数	0名	保有者数	1名
		保有数	0個	保有数	10個
		目的である株式の数	0株	目的である株式の数	10株

(注) 1. 相続、退職後の権利行使の可否、権利喪失事由、その他の権利行使の条件は、平成14年6月12日取締役会決議及び平成14年6月27日第6回定時株主総会決議に基づき、当社と新株予約権対象者との間で締結する当社ストックオプション契約に定めるところによります。

2. 相続、退職後の権利行使の可否、権利喪失事由、その他の権利行使の条件は、平成15年6月6日取締役会決議及び平成15年6月27日第7回定時株主総会決議に基づき、当社と新株予約権対象者との間で締結する当社ストックオプション契約に定めるところによります。

発行決議の日	平成16年 6 月29日	平成17年 6 月29日	
新株予約権の数	2, 275個	3, 004個	
新株予約権の目的となる株式の種類と数	普通株式 2, 275株 (新株予約権 1 個当たり 1 株)	普通株式 3, 004株 (新株予約権 1 個当たり 1 株)	
新株予約権の発行価額	無償	無償	
新株予約権の行使時の払込金額	26, 667円	178, 000円	
新株予約権の行使期間	平成16年 8 月15日から 平成26年 8 月15日まで	平成17年 8 月18日から 平成27年 8 月18日まで	
新株予約権の行使の条件	(注) 1	(注) 2	
役員の 保有状況	取締役 (社外取締役を除く)	保有者数 2 名 保有数 1, 380個 目的である株式の数 1, 380株	保有者数 2 名 保有数 1, 252個 目的である株式の数 1, 252株
	社外取締役	保有者数 3 名 保有数 30個 目的である株式の数 30株	保有者数 3 名 保有数 30個 目的である株式の数 30株
	監査役	保有者数 1 名 保有数 10個 目的である株式の数 10株	保有者数 1 名 保有数 10個 目的である株式の数 10株

- (注) 1. 相続、退職後の権利行使の可否、権利喪失事由、その他の権利行使の条件は、平成16年 6 月 8 日取締役会決議及び平成16年 6 月29日第 8 回定時株主総会決議に基づき、当社と新株予約権対象者との間で締結する当社ストックオプション契約に定めるところによります。
2. 相続、退職後の権利行使の可否、権利喪失事由、その他の権利行使の条件は、平成17年 5 月25日取締役会決議及び平成17年 6 月29日第 9 回定時株主総会決議に基づき、当社と新株予約権対象者との間で締結する当社ストックオプション契約に定めるところによります。

発行決議の日		平成18年5月25日	平成19年5月17日		
新株予約権の数		1,811個	2,348個		
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 1,811株 (新株予約権1個当たり1株)	普通株式 2,348株 (新株予約権1個当たり1株)		
新株予約権の払込金額		無償	無償		
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		54,300円	23,210円		
新株予約権の行使期間		平成18年8月10日から 平成23年8月10日まで	平成19年8月3日から 平成29年8月3日まで		
新株予約権の行使の条件		(注) 1	(注) 2		
役員 保有状況	取締役(社外取締役を除く)	保有者数	3名	保有者数	3名
		保有数	1,010個	保有数	1,550個
		目的である株式の数	1,010株	目的である株式の数	1,550株
	社外取締役	保有者数	3名	保有者数	3名
		保有数	30個	保有数	30個
		目的である株式の数	30株	目的である株式の数	30株
	監査役	保有者数	3名	保有者数	4名
		保有数	30個	保有数	38個
		目的である株式の数	30株	目的である株式の数	38株

- (注) 1. 相続、退職後の権利行使の可否、権利喪失事由、その他の権利行使の条件は、平成18年5月25日取締役会決議に基づき、当社と新株予約権対象者との間で締結する当社ストックオプション契約に定めるところによります。
2. 相続、退職後の権利行使の可否、権利喪失事由、その他の権利行使の条件は、平成19年5月17日取締役会決議に基づき、当社と新株予約権対象者との間で締結する当社ストックオプション契約に定めるところによります。

発行決議の日		平成20年5月16日
新株予約権の数		3,500個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 3,500株 (新株予約権1個当たり1株)
新株予約権の払込金額		無償
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		82,700円
新株予約権の行使期間		平成20年8月5日から 平成25年8月5日まで
新株予約権の行使の条件		(注)
役員 保有状況	取締役（社外取締役を除く）	保有者数 3名
		保有数 2,400個
		目的である株式の数 2,400株
	社外取締役	保有者数 3名
		保有数 30個
		目的である株式の数 30株
	監査役	保有者数 4名
		保有数 40個
		目的である株式の数 40株

(注) 相続、退職後の権利行使の可否、権利喪失事由、その他の権利行使の条件は、平成20年5月16日取締役会決議に基づき、当社と新株予約権対象者との間で締結する当社ストックオプション契約に定めるところによります。

② 当事業年度中に使用人等に対し交付した新株予約権の状況

発行決議の日		平成20年5月16日	
新株予約権の数		3,500個	
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 3,500株 (新株予約権1個当たり1株)	
新株予約権の払込金額		無償	
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		1株当たり 82,700円	
新株予約権の行使期間		平成20年8月5日から平成25年8月5日まで	
新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金		62,033円	
新株予約権の行使の条件		相続、退職後の権利行使の可否、権利喪失事由、その他の権利行使の条件は、平成20年5月16日取締役会決議に基づき、当社と新株予約権対象者との間で締結する当社ストックオプション契約に定めるところによります。	
使用人等に対する交付状況	当社使用人	交付を受けた者の数	14名
		交付した新株予約権の数	605個
		目的である株式の数	605株
	当社子会社の役員及び使用人	交付を受けた者の数	6名
		交付した新株予約権の数	425個
		目的である株式の数	425株

③ その他新株予約権等の状況

イ. 平成19年12月6日開催の取締役会決議に基づき発行した第1回転換社債型新株予約権付社債（第三者割当）に付された新株予約権

発行決議の日	平成19年12月6日
〔転換社債型新株予約権付社債の内容〕	
社債の総額	金400,000,000円
各社債の金額	金100,000,000円の1種
利率	年利3% なお、複利計算の方法によるものとする。
社債の発行日	平成19年12月21日
償還期日	平成22年12月21日
募集方法	第三者割当ての方法により、以下のとおり割り当てる。 バーナード・ヴィ・アンド・テレーザ・エス・ヴォンダーシュミット・ジョイント・トラスト・ディーティエーディー ジャニュアリー4.1996 (Bernard V. and Theresa S. Vonderschmitt Joint Trust DTD 1996/1/4) 金400,000,000円
〔新株予約権の内容〕	
社債に付された新株予約権の総数	3,200個
新株予約権の目的となる株式の種類及び数	<ul style="list-style-type: none"> ・新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とする。 ・新株予約権の目的となる株式の数は、新株予約権に係る社債の金額の総額を下記に定める転換価額で除して得られる数とする。
新株予約権の払込金額	無償
新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額	<ul style="list-style-type: none"> ・新株予約権の行使に際しては、新株予約権に係る社債を出資するものとし、当該社債の価額は、その払込金額と同額とする。 ・転換価額は、当初125,000円とする。
新株予約権の行使期間	平成19年12月21日から平成22年12月20日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金	新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条（旧第40条）に定めるところに従って算出された資本金等増加限度額に2分の1を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合は、その端数を切り上げるものとする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。
新株予約権の行使の条件	各本新株予約権の一部行使はできない。

ロ. 平成20年5月12日開催の取締役会決議に基づき発行した第2回転換社債型新株予約権付社債（第三者割当）に付された新株予約権

発行決議の日	平成20年5月12日
〔転換社債型新株予約権付社債の内容〕	
社債の総額	金400,000,000円
各社債の金額	金100,000,000円の1種
利率	年利3% なお、複利計算の方法によるものとする。
社債の発行日	平成20年5月27日
償還期日	平成23年5月27日
募集方法	第三者割当ての方法により、以下のとおり割り当てる。 バーナード・ヴィ・アンド・テレーザ・エス・ヴォンダーシュミット・ジョイント・トラスト・ディーティーディー ジャニュアリー4, 1996 (Bernard V. and Theresa S. Vonderschmitt Joint Trust DTD 1996/1/4) 金400,000,000円
〔新株予約権の内容〕	
社債に付された新株予約権の総数	2,000個
新株予約権の目的となる株式の種類及び数	・新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とする。 ・新株予約権の目的となる株式の数は、新株予約権に係る社債の金額の総額を下記に定める転換価額で除して得られる数とする。
新株予約権の払込金額	無償
新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額	・新株予約権の行使に際しては、新株予約権に係る社債を出資するものとし、当該社債の価額は、その払込金額と同額とする。 ・転換価額は、当初200,000円とする。
新株予約権の行使期間	平成20年5月27日から平成23年5月26日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金	新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条（旧第40条）に定めるところに従って算出された資本金等増加限度額に2分の1を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合は、その端数を切り上げるものとする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。
新株予約権の行使の条件	各本新株予約権の一部行使はできない。

ハ. 平成21年3月10日開催の取締役会決議に基づき発行した第2回新株予約権（第三者割当）

発行決議の日	平成21年3月10日
新株予約権の総数	750個
新株予約権の目的となる株式の種類及び数	普通株式 30,000株 (新株予約権1個当たり40株)
新株予約権の払込金額	新株予約権1個当たり6,640円
新株予約権の払込期日	平成21年3月25日
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	1株につき当初25,025円
新株予約権の行使期間	平成21年3月26日から平成23年3月25日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金	本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条（旧第40条）の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。
新株予約権の行使の条件	新株予約権の一部行使はできない。
割当先	第三者割当の方法により、発行した新株予約権の総数をメルリリンチ日本証券株式会社に割当てた。

(3) 会社役員 の 状況

① 取締役及び監査役の状況（平成21年3月31日現在）

会社における地位	氏 名	担当及び他の法人等の代表状況
取締役社長 （代表取締役）	三 田 聖 二	エルティサンダビー・ヴィー・ビー・エー マネージングディレクター
常務取締役	福 田 尚 久	C F O
取 締 役	田 島 淳	
取 締 役	テレーザ・エス・ ヴォンダーシュミット (Theresa S. Vonderschmitt)	投資会社ザ・ヴォンダーシュミット・トラスト オーナー兼マネジャー
取 締 役	ドナル・ドイル (Donal Doyle)	
取 締 役	塚 田 健 雄	
取 締 役	井 戸 一 朗	
監査役（常勤）	館 野 忠 男	
監 査 役	山 口 洋	山口国際会計事務所 代表
監 査 役	中 山 孝 司	
監 査 役	師 田 卓	

- (注) 1. 取締役テレーザ・エス・ヴォンダーシュミット氏、ドナル・ドイル氏、塚田健雄氏及び井戸一朗氏は、社外取締役です。
2. 監査役館野忠男氏、山口洋氏、中山孝司氏及び師田卓氏は、社外監査役です。
3. 当該事業年度に係る会社役員 の 重要な兼職状況
・取締役ドナル・ドイル氏は、上智大学名誉教授です。
4. 監査役山口洋氏及び師田卓氏は、以下のとおり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しています。
・監査役山口洋氏は、公認会計士、米国公認会計士及びカナダ勅許会計士の資格を有しています。
・監査役師田卓氏は、帝人株式会社にて平成5年6月より平成12年6月まで財務・経理を含む管理全般担当取締役CFOに在任していました。

② 事業年度中に退任した取締役及び監査役

前回の第12回定時株主総会（平成20年6月24日開催）の終結の日の翌日以降に在任していた役員で当事業年度中に退任した者はいません。

③ 取締役及び監査役の報酬等の総額

区 分	支給人員	支給額
取締役 (うち社外取締役)	6名 (3名)	216百万円 (9百万円)
監査役 (うち社外監査役)	4名 (4名)	23百万円 (23百万円)
合 計	10名	240百万円

(注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人給与相当額は含まれていません。なお、当事業年度において使用人給与相当額はありません。

2. 取締役の報酬総額は、平成19年6月26日開催の第11回定時株主総会において年額4億8,000万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人給与相当額は含まない）と承認されています。

3. 監査役の報酬総額は、平成19年6月26日開催の第11回定時株主総会において年額7,200万円以内と承認されています。

4. 支給額には、平成18年6月29日開催の第10回定時株主総会決議に基づくストックオプション、平成19年6月26日開催の第11回定時株主総会決議に基づくストックオプション及び平成20年6月24日開催の第12回定時株主総会決議に基づくストックオプションによる以下の報酬額も含まれています。

取締役 6名 25百万円（うち社外取締役 3名 0百万円）

監査役 4名 0百万円（うち社外監査役 4名 0百万円）

④ 社外役員に関する事項

イ. 他の会社との兼任状況（他の会社の業務執行者である場合）及び当社と当該他の会社との関係

- ・取締役テレーザ・エス・ヴォンダーシュミット氏は、投資会社ザ・ヴォンダーシュミット・トラストのオーナーを兼務しています。なお、同社は当社の株主及び新株予約権付社債権者です。
- ・監査役山口洋氏は、山口国際会計事務所代表を兼務しています。なお、当社と同事務所との間には特別の関係はありません。

- ロ. 他の株式会社の社外役員の兼任状況
- ・ 監査役師田卓氏は、株式会社神戸製鋼所の社外監査役を兼任していましたが、平成20年6月に退任しています。
- ハ. 当社または当社の特定関係事業者の業務執行者との親族関係等
- ・ 取締役テレーザ・エス・ヴォンダーシュミット氏は、当社代表取締役三田聖二の実姉です。
- 二. 当事業年度における主な活動状況
- a. 取締役会及び監査役会への出席状況

	取締役会（7回開催）		監査役会（12回開催）	
	出席回数	出席率	出席回数	出席率
取締役 テレーザ・エス・ヴォンダーシュミット	7回	100%	—	—
取締役 ドナル・ドイル	6回	86%	—	—
取締役 塚田健雄	6回	86%	—	—
取締役 井戸一朗	7回	100%	—	—
監査役 舘野忠男	7回	100%	12回	100%
監査役 山口洋	7回	100%	12回	100%
監査役 中山孝司	7回	100%	12回	100%
監査役 師田卓	7回	100%	12回	100%

- b. 取締役会及び監査役会における発言状況その他の活動状況
- ・ 取締役テレーザ・エス・ヴォンダーシュミット氏は、豊富な経営経験及び投資経験に基づいた意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っています。
 - ・ 取締役塚田健雄氏は、自動車業界及び移動体通信業界における豊富な経営経験に基づいた意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行い、活発な議論を行っています。
 - ・ 取締役井戸一朗氏は、電気機器業界における豊富な経営経験に基づいた意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っています。
 - ・ 取締役ドナル・ドイル氏は、学識経験者としての専門的な観点から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っています。

- ・ 監査役館野忠男氏は、主として法令遵守の観点から会社の日常の業務執行を監視し、会社法への対応等について適宜助言しています。
- ・ 監査役山口洋氏は、公認会計士としての専門的知見を踏まえて会社の業務執行を監視し、適宜助言しています。
- ・ 監査役中山孝司氏及び師田卓氏は、取締役会の決議の適法性、妥当性を確保する観点から質疑を行い、適宜取締役の職務の執行に関して助言しています。
- ・ 上記の他、各監査役は、監査役会において、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議を行っています。

ホ. 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しています。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額としています。

(4) 会計監査人の状況

- ① 名称 東陽監査法人
- ② 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	30百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	30百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しています。

2. 当社の子会社である、Communications Security and Compliance Technologies Inc. 及び Computer and Communication Technologies Inc. は、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けています。

③ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

取締役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、監査役会の同意を得たうえで、または、下記に掲

げる監査役会の請求に基づいて、会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的とすることとします。

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、取締役会に、会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的とすることを請求します。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、監査役会が会計監査人を解任します。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由をご報告します。

- ④ 会計監査人が受けた過去2年間の業務停止の内容
該当事項はありません。
- ⑤ 責任限定契約の内容の概要
該当事項はありません。

(5) 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりです。

- ① 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - (1) 社外取締役による牽制
取締役会には、経営経験豊富かつ当社と利害関係を有しない社外取締役が常時在籍する体制をとる。
 - (2) 顧問弁護士による法的監査及び助言
取締役会には、顧問弁護士が出席し、適宜、法的助言を行う体制をとる。
 - (3) 内部監査室による監査体制の整備
内部監査室を代表取締役社長直属の組織として設置し、専任者による内部監査を実施する。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - (1) 取締役の職務の執行に係る情報は、文書または電磁的媒体（以下「文書等」という）に記録して保存し、文書管理規程にしたがって管理する。

- (2) 取締役及び監査役は、上記文書等を常時閲覧することができる。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- (1) 常勤役員会の決議により、当社グループのリスク管理を体系的に定めるリスク管理規程を制定し、取締役会に報告する。
 - (2) 横断的なリスク管理を行うため、リスク管理委員会を設置する。
 - (3) リスク管理規程の運用は、リスク管理委員会がこれにあたり、リスクカテゴリーごとの責任部署を定め、継続的に監視する。
 - (4) 内部監査室は、リスク管理委員会と連携し、各部署の日常的なリスク管理状況の監査を実施する。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- (1) 職務権限・意思決定ルール の策定
 - (2) 常勤取締役及び執行役員を構成員とする常勤役員会の設置
 - (3) 取締役会による事業年度ごとの業績目標及び予算の策定
 - (4) 各事業部門による月次・四半期業績管理の実施
 - (5) 常勤役員会による月次業績のレビュー及び改善策の実施
 - (6) 取締役会による四半期業績のレビュー
- ⑤ 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- (1) 常勤役員会の決議により、法令を遵守する行動規範を定めるコンプライアンス規程を制定し、取締役会に報告する。
 - (2) コンプライアンス規程の運用は、法務部がこれにあたり、コンプライアンス体制の整備及び問題点の把握に努める。併せて、法務部を中心として、使用人に対する教育及び指導を実施する。
 - (3) 内部監査室による監査体制の整備
内部監査室は、法務部と連携のうえ、コンプライアンスの状況を監査する。
- ⑥ 会社並びに親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- (1) 当社子会社の業務執行責任者は、原則として当社執行役員とし、当社常勤役員会の構成員とする体制をとる。
 - (2) 当社の関係会社主管責任者は、企業集団全体における内部統制について横断的に管理するとともに、当社子会社に対する指導及び支援を行う。

- (3) 当社子会社の業務執行責任者は、関係会社管理規程にしたがい、関係会社主管責任者と連携し、各社の内部統制を確立し、運用する権限及び責任を有する。
 - (4) 当社人事総務部、財務経理部、法務部等の担当部署は、主管責任者と連携して、企業集団全体における内部統制の確立を推進する。
 - (5) 企業集団全体における内部統制の構築を支援するため、当社社長室を中心として、企業集団の間での情報の共有化を図り、指示・要請等の伝達が的確に行われる体制を構築する。
 - (6) 当社の内部監査室は、当社の企業集団についても内部監査を実施し、その結果を関係会社主管責任者を通して当社代表取締役社長に報告する。
- ⑦ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
- (1) 監査役会の運営に関する事務は、監査役スタッフがこれにあたる。
 - (2) 当面、監査役スタッフ以外の監査役補助使用人を設置しないが、監査役が必要と認めた場合は、使用人を監査の補助にあたらせることとする。この場合、監査役はあらかじめ取締役に通ずる。
- ⑧ 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項
- 使用人の監査補助業務の遂行について、取締役はその独立性について、自らも認識するとともに関係者に徹底させる。
- ⑨ 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制
- 監査役が常勤役員会に出席する体制をとることにより、監査に必要なかつ適切な情報は、適宜、監査役に報告される。
- ⑩ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- 内部監査室及び常勤の取締役は、それぞれ監査役会と定期的に意見交換を実施することとする。また、監査法人にも必要に応じ監査役会との意見交換を求めるものとする。
- (6) 会社の支配に関する基本方針
- 該当事項はありません。

連結貸借対照表

(平成21年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	1,088	流 動 負 債	1,250
現金及び預金	363	買掛金	279
売掛金	409	短期借入金	180
有価証券	59	一年内返済予定長期借入金	134
商 品	188	未払金	62
貯 蔵 品	9	未払法人税等	12
そ の 他	58	前受収益	6
貸倒引当金	△1	リース債務	25
固 定 資 産	1,354	通信サービス繰延利益額	467
有形固定資産	272	そ の 他	81
建物及び附属設備	24	固 定 負 債	886
車両及び運搬具	0	社 債	800
工具、器具及び備品	129	リース債務	86
移動端末機器	6	負 債 合 計	2,137
リース資産	110	純 資 産 の 部	
無形固定資産	1,014	株 主 資 本	188
商 標 権	3	資 本 金	2,672
特 許 権	2	資 本 剰 余 金	1,064
電話加入権	1	利 益 剰 余 金	△3,546
ソフトウェア	748	自 己 株 式	△2
ソフトウェア仮勘定	260	評 価 ・ 換 算 差 額 等	40
投資その他の資産	66	その他有価証券評価差額金	0
敷金保証金	55	為替換算調整勘定	40
そ の 他	11	新 株 予 約 権	75
資 産 合 計	2,442	純 資 産 合 計	305
		負 債 純 資 産 合 計	2,442

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しています。

連結損益計算書

（平成20年4月1日から
平成21年3月31日まで）

（単位：百万円）

科 目	金 額
売 上 高	3,675
売 上 原 価	2,599
売 上 総 利 益	1,075
通信サービス繰延利益繰入額	1,388
通信サービス繰延利益戻入額	920
差 引 売 上 総 利 益	607
販売費及び一般管理費	1,720
営 業 損 失	1,112
営 業 外 収 益	5
受 取 利 息	2
有 価 証 券 利 息	1
そ の 他	2
営 業 外 費 用	85
支 払 利 息	32
有 価 証 券 売 却 損	20
為 替 差 損	25
新 株 予 約 権 発 行 費	4
社 債 発 行 費	0
そ の 他	1
経 常 損 失	1,191
特 別 損 失	4
固 定 資 産 除 却 損	3
ゴ ル フ 会 員 権 評 価 損	0
税 金 等 調 整 前 当 期 純 損 失	1,196
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	6
法 人 税 等 調 整 額	△9
当 期 純 損 失	1,192

（注） 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しています。

連結株主資本等変動計算書

（平成20年4月1日から
平成21年3月31日まで）

（単位：百万円）

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
平成20年3月31日 残高	2,279	671	△2,337	△1	612
連結会計年度中の変動額					
新 株 の 発 行	393	392			786
当 期 純 損 失			△1,192		△1,192
自 己 株 式 の 取 得				△0	△0
自 己 株 式 の 消 却			△0	0	-
連 結 範 囲 の 変 動			△16		△16
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）					
連結会計年度中の変動額合計	393	392	△1,208	△0	△423
平成21年3月31日 残高	2,672	1,064	△3,546	△2	188

	評 価 ・ 換 算 差 額 等			新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為替換算 調整勘定	評価・換算 差額等合計		
平成20年3月31日 残高	△31	5	△25	43	629
連結会計年度中の変動額					
新 株 の 発 行					786
当 期 純 損 失					△1,192
自 己 株 式 の 取 得					△0
自 己 株 式 の 消 却					-
連 結 範 囲 の 変 動					△16
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）	31	34	66	32	98
連結会計年度中の変動額合計	31	34	66	32	△324
平成21年3月31日 残高	0	40	40	75	305

（注） 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しています。

連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記

(1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数	5社
連結子会社の名称	Computer and Communication Technologies Inc. Arxceo Corporation Communications Security and Compliance Technologies Inc. アレクセオ・ジャパン株式会社 丹後通信株式会社

上記のうち、丹後通信株式会社については、重要性が増したため、当連結会計年度より連結の範囲に含めています。

(2) 持分法の適用に関する事項

非連結子会社及び関連会社はありません。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

全ての連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しています。

(4) 会計処理基準に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

(ア) 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のないもの 総平均法に基づく原価法

(イ) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

総平均法に基づく原価法（貸借対照表価額については、収益性の低下による簿価切下げの方法）

（会計方針の変更）

当連結会計年度より「棚卸資産の評価に関する会計基準」（企業会計基準第9号 平成18年7月5日公表分）を適用しています。

これにより、営業損失、経常損失及び税金等調整前当期純損失は、それぞれ36,726千円増加しています。

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

(ア) 有形固定資産

（リース資産を除く） 移動端末機器

耐用年数を2年
残存価額をゼロとする定額法
その他の有形固定資産 定率法

(イ) 無形固定資産
(リース資産を除く) 自社利用のソフトウェア
見込有効期間(5年)に基づく定額法
その他の無形固定資産 定額法

(ウ) リース資産
所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産
自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用して
います。

③ 重要な引当金の計上基準
貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、
貸倒懸念債権等については個別に回収可能性を勘案して、回収不能見込額を計
上しています。

④ 繰延資産の処理方法

イ. 新株予約権発行費 支出時に全額費用処理しています。

ロ. 社債発行費 支出時に全額費用処理しています。

(5) 連結子会社の資産及び負債の評価に関する事項
全面時価評価法を採用しています。

(6) 消費税等の会計処理
税抜処理

2. 会計方針の変更

(売上計上基準)

当社はデータ通信サービスにおける売上計上基準として、通信端末の売上は
出荷基準により、通信料の売上は役務提供基準により計上し、未経過利用期間
に係る通信料は前受収益に計上していましたが、当連結会計年度より、通信時
間付モバイルツールであるbモバイルと機器組込型通信ソリューションの通信
電池については、通信端末と通信料とを区別することなく一括で出荷時に売上
に計上し、この売上高から通信端末の売上原価を控除して計算される売上総利
益金額を見積利用期間にわたって計上するために、通信サービス繰延利益額に
繰り延べる方法に変更しています。

この変更は、ドコモ3Gネットワークを利用した商品であり、第2四半期より販売を開始した今後の主力商品であるbモバイル3G hoursで使用する3G通信端末の公正な市場価格を合理的に算定することが困難であるため、すなわち商品売上額を通信端末部分と通信料部分に合理的に区分することが困難なため行ったものです。これを契機に第1四半期以前に販売したPHSネットワーク商品の売上計上方法も同様に変更しています。

第2四半期より販売を開始した3Gネットワーク商品の通信端末の公正な市場価格が算定できないことから、bモバイル商品全体の当連結会計年度の売上高及び売上総利益に与える影響額を算定することができませんが、PHSネットワーク商品の当連結会計年度の売上高は、変更前の方法によった場合に比べて73,973千円少なく、売上総利益は7,713千円少なく、営業損失、経常損失及び税金等調整前当期純損失はそれぞれ同額多く計上されています。

3. 連結貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額 413百万円

4. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

発行済株式の種類及び総数 普通株式 236,056株
 新株予約権等に関する事項

新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当連結会計年度末残高(百万円)
		前連結会計年度末	当連結会計年度増加	当連結会計年度減少	当連結会計年度末	
平成11年度新株引受権	普通株式	117	—	24	93	0
平成12年度新株引受権	普通株式	246	—	—	246	1
第1回新株予約権(第三者割当)(平成19年12月)	普通株式	40,000	—	40,000	—	—
第2回新株予約権(第三者割当)(平成21年3月)	普通株式	—	30,000	—	30,000	4
ストックオプションとしての新株予約権	—	—	—	—	—	69
合計		—	—	—	—	75

5. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額 970円83銭
 1株当たり当期純損失 5,134円79銭

6. 重要な後発事象に関する注記

ストックオプションについて

当社は、平成21年5月14日開催の取締役会において、平成21年8月15日に当社並びに当社子会社の取締役、監査役及び従業員に対して、新株予約権（ストックオプション）を発行することを決議しました。

[ストックオプションの内容]

- ・株式の種類 : 普通株式
- ・新株発行の予定株数 : 2,000株
- ・新株予約権発行価額 : 無償とする
- ・発行価額 : (注) 1
- ・資本組入額 : (注) 2
- ・発行価額の総額 : 未定
- ・資本組入額の総額 : 未定
- ・取得者 : 当社並びに当社子会社の取締役、監査役及び従業員
- ・権利行使期間 : 平成21年8月15日から
平成26年8月15日まで

(注) 1. 当該新株予約権の発行日の前日(取引が成立していない日を除く)における大阪証券取引所へラクス市場における当社株式普通取引の終値(気配表示を含む)とします。

(注) 2. 会社計算規則第17条(旧第40条)に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額(ただし、計算の結果1円未満の端数を生ずるときはこれを切り上げた額)を資本金とし、残額を資本準備金とします。

貸借対照表

(平成21年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	1,087	流 動 負 債	1,203
現金及び預金	288	買掛金	235
売掛金	382	短期借入金	200
有価証券	59	一年内返済予定長期借入金	134
商 品	178	未払金	105
貯 蔵 品	9	未払法人税等	12
未収入金	64	預り金	21
前 渡 金	59	リース債務	25
前 払 費 用	46	通信サービス繰延利益額	467
そ の 他	0	そ の 他	2
貸倒引当金	△1	固 定 負 債	886
固 定 資 産	2,227	社 債	800
有 形 固 定 資 産	239	リ ー ス 債 務	86
建物及び附属設備	21	負 債 合 計	2,090
車両及び運搬具	0	純 資 産 の 部	
工具、器具及び備品	99	株 主 資 本	1,148
移動端末機器	6	資 本 金	2,672
リース資産	110	資 本 剰 余 金	1,064
無 形 固 定 資 産	1,048	資 本 準 備 金	1,064
商 標 権	2	利 益 剰 余 金	△2,586
特 許 権	0	その他利益剰余金	△2,586
電話加入権	1	繰越利益剰余金	△2,586
ソフトウェア	775	自 己 株 式	△2
ソフトウェア仮勘定	269	評 価 ・ 換 算 差 額 等	0
投資その他の資産	939	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	0
関係会社株式	70	新 株 予 約 権	75
敷金保証金	48	純 資 産 合 計	1,224
長期貸付金	1,053	負 債 純 資 産 合 計	3,315
そ の 他	0		
貸倒引当金	△234		
資 産 合 計	3,315		

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しています。

損 益 計 算 書

(平成20年4月1日から
平成21年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売 上 高	3,622
売 上 原 価	2,339
売 上 総 利 益	1,282
通信サービス繰延利益繰入額	1,388
通信サービス繰延利益戻入額	920
差 引 売 上 総 利 益	815
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	1,574
営 業 損 失	759
営 業 外 収 益	37
営 業 外 費 用	81
経 常 損 失	803
特 別 利 益	22
貸 倒 引 当 金 戻 入 額	22
特 別 損 失	4
固 定 資 産 除 却 損	3
ゴ ル フ 会 員 権 評 価 損	0
税 引 前 当 期 純 損 失	784
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	5
当 期 純 損 失	790

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しています。

株主資本等変動計算書

（平成20年4月1日から
平成21年3月31日まで）

(単位：百万円)

	株 主 資 本						自己株式 株 主 資 本 計
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金			
		資本準備金	資 本 剰 余 金 計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利 益 剰 余 金 計		
平成20年3月31日 残高	2,279	671	671	△1,796	△1,796	△1	1,153
事業年度中の変動額							
新株の発行	393	392	392				786
当期純損失				△790	△790		△790
自己株式の取得						△0	△0
自己株式の消却				△0	△0	0	-
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）							
事業年度中の変動額合計	393	392	392	△790	△790	△0	△4
平成21年3月31日 残高	2,672	1,064	1,064	△2,586	△2,586	△2	1,148

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計		
平成20年3月31日 残高	△31	△31	43	1,165
事業年度中の変動額				
新株の発行				786
当期純損失				△790
自己株式の取得				△0
自己株式の消却				-
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）	31	31	32	64
事業年度中の変動額合計	31	31	32	59
平成21年3月31日 残高	0	0	75	1,224

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しています。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

(ア) 子会社株式 総平均法に基づく原価法

(イ) その他有価証券
時価のないもの 総平均法に基づく原価法

② 棚卸資産の評価基準及び評価方法

総平均法に基づく原価法（貸借対照表価額については、収益性の低下による簿価切下げの方法）

（会計方針の変更）

当事業年度より「棚卸資産の評価に関する会計基準」（企業会計基準第9号平成18年7月5日公表分）を適用しています。

これにより、営業損失、経常損失及び税引前当期純損失は、それぞれ26,970千円増加しています。

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

(リース資産を除く) 移動端末機器
耐用年数を2年
残存価額をゼロとする定額法
その他の有形固定資産 定率法

② 無形固定資産

(リース資産を除く) 自社利用のソフトウェア
見込有効期間（5年）に基づく定額法
その他の無形固定資産 定額法

③ リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しています。

(3) 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しています。

(4) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

① 繰延資産の処理方法

イ. 新株予約権発行費 支出時に全額費用処理しています。

ロ. 社債発行費 支出時に全額費用処理しています。

② 消費税等の会計処理

税抜処理

2. 会計方針の変更

(売上計上基準)

当社はデータ通信サービスにおける売上計上基準として、通信端末の売上は出荷基準により、通信料の売上は役務提供基準により計上し、未経過利用期間に係る通信料は前受収益に計上していましたが、当事業年度より、通信時間付モバイルツールであるbモバイルと機器組込型通信ソリューションの通信電池については、通信端末と通信料とを区別することなく一括で出荷時に売上に計上し、この売上高から通信端末の売上原価を控除して計算される売上総利益金額を見積利用期間にわたって計上するために、通信サービス繰延利益額に繰り延べる方法に変更しています。

この変更は、ドコモ3Gネットワークを利用した商品であり、第2四半期より販売を開始した今後の主力商品であるbモバイル3G hoursで使用する3G通信端末の公正な市場価格を合理的に算定することが困難であるため、すなわち商品売上額を通信端末部分と通信料部分に合理的に区分することが困難なため行ったものです。これを契機に第1四半期以前に販売したPHSネットワーク商品の売上計上方法も同様に変更しています。

第2四半期より販売を開始した3Gネットワーク商品の通信端末の公正な市場価格が算定できないことから、bモバイル商品全体の当事業年度の売上高及び売上総利益に与える影響額を算定することができませんが、PHSネットワーク商品の当事業年度の売上高は、変更前の方法によった場合に比べて73,973千円少なく、売上総利益は7,713千円少なく、営業損失、経常損失及び税引前当期純損失はそれぞれ同額多く計上されています。

3. 貸借対照表に関する注記

(1) 資産に係る減価償却累計額

有形固定資産の減価償却累計額 267百万円

(2) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権 64百万円

長期金銭債権 1,053百万円

短期金銭債務 44百万円

4. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高

売上高

2百万円

営業費用

155百万円

営業取引以外の取引高

129百万円

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

普通株式

30株

6. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び負債の発生の主な原因別の内訳

繰越欠損金 1,190百万円

関係会社株式評価損 361百万円

通信サービス繰延利益額 190百万円

減損損失（無形固定資産） 147百万円

貸倒引当金 95百万円

その他 7百万円

繰延税金資産小計 1,993百万円

評価性引当額 △1,993百万円

繰延税金資産合計 ー百万円

その他有価証券評価差額金 0百万円

繰延税金負債合計 0百万円

7. リースにより使用する固定資産に関する注記

貸借対照表に計上した固定資産のほか、事務処理用電子計算機等についてはリース契約により使用しているものがあります。

8. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 役員及び個人主要株主等

(単位：百万円)

属性	会社等の名称	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社（当該会社の子会社を含む）	バーナード・ヴィ・アンド・テレーザ・エス・ヴォンダーシュミット・ジョイント・トラスト・ディー・ティーディー・ジャニュアリー 4 . 1996 (Bernard V. and Theresa S. Vonderschmitt Joint Trust DTD 1996/1/4) (注1)	被所有 直接 9.2%	新株予約権付社債権者 役員の兼任 1名	新株予約権付社債の割当 (注2)	400	社債	800
				利息の支払 (注2)	22	未払金	25
役員	三田聖二 (注3)	被所有 直接 1.1% 間接 14.8%	—	資金の貸付 (注4)	30	短期貸付金	—
				利息の受取 (注4)	0	未収入金	—

(注1) 当社の社外取締役であるテレーザ・エス・ヴォンダーシュミット氏(当社の代表取締役の実姉)が保有するジョイント・トラストです。

(注2) 社債発行条件は市場金利を勘案して決定しており、担保は提供していません。償還期間3年、期日一括返済、当初転換価額200,000円の新株予約権付社債です。

(注3) 当社の代表取締役です。

(注4) 資金については、貸付利率は市場金利を勘案して合理的に決定しており、返済条件は期間7ヶ月、期日一括返済としています。なお、担保は受け入れていません。

(2) 子会社等

(単位：百万円)

属性	会社等の名称	議決権等の 所有割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科 目	期末残高
子会社	Computer and Communication Technologies Inc.	所有直接 100%	技術及びサー ビスの開発委 託並びに当社 サービスの一 部の運用委託	ソフトウェアの購 入システム運 営費他	95	前 渡 金	59
				資金の貸付	155		
				利息の受取	－	未 収 入 金 (注2)	9
子会社	Arxceo Corporation	所有直接 57.1%	ネットワーク 不正アクセス 防御技術に関 する提携	資金の貸付	4	長期貸付金 (注2)	96
				利息の受取	－	未 収 入 金	－
子会社	Communications Security and Compliance Technologies Inc.	所有直接 100%	データ通信 サービスに関 する提携	資金の貸付	309	長期貸付金	802
				利息の受取	29		
				ソフトウェアの共同 利用	3		

(注1) 取引条件及び取引条件の決定方針等

上記各社との取引価格は市場価格を参考に決定しています。

(注2) 子会社への貸倒懸念債権に対し、合計234百万円の貸倒引当金を計上しています。

また、当事業年度において合計22百万円の貸倒引当金戻入額を計上しています。

9. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	4,866円50銭
1株当たり当期純損失	3,403円85銭

10. 重要な後発事象に関する注記

ストックオプションについて

当社は、平成21年5月14日開催の取締役会において、平成21年8月15日に当社並びに当社子会社の取締役、監査役及び従業員に対して、新株予約権（ストックオプション）を発行することを決議しました。

[ストックオプションの内容]

- ・株式の種類 : 普通株式
- ・新株発行の予定株数 : 2,000株
- ・新株予約権発行価額 : 無償とする
- ・発行価額 : (注) 1
- ・資本組入額 : (注) 2
- ・発行価額の総額 : 未定
- ・資本組入額の総額 : 未定
- ・取得者 : 当社並びに当社子会社の取締役、監査役及び従業員
- ・権利行使期間 : 平成21年8月15日から
平成26年8月15日まで

(注) 1. 当該新株予約権の発行日の前日(取引が成立していない日を除く)における大阪証券取引所へラクス市場における当社株式普通取引の終値(気配表示を含む)とします。

(注) 2. 会社計算規則第17条(旧第40条)に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額(ただし、計算の結果1円未満の端数を生ずるときはこれを切り上げた額)を資本金とし、残額を資本準備金とします。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成21年 5月18日

日本通信株式会社

取締役会 御中

東陽監査法人

指 定 社 員 公認会計士 岡 田 基 宏 ㊞
業務執行社員

指 定 社 員 公認会計士 井 上 司 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、日本通信株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本通信株式会社及び連結子会社から成る企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

会社方針の変更に記載されているとおり、当連結会計年度より売上計上基準を変更している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成21年5月18日

日本通信株式会社

取締役会 御中

東陽監査法人

指 定 社 員 公認会計士 岡 田 基 宏 ㊞
業務執行社員

指 定 社 員 公認会計士 井 上 司 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、日本通信株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第13期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

会社方針の変更に記載されているとおり、当事業年度より売上計上基準を変更している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第13期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。子会社については、必要に応じて事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行なわれることを確保するための体制」を「監査に関する品質管理基準」等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 東陽監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 東陽監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成21年 5月20日

日本通信株式会社 監査役会

監査役(常勤) 舘野 忠 男 ㊞

監査役 山口 洋 ㊞

監査役 中山 孝 司 ㊞

監査役 師 田 卓 ㊞

(注) 上記監査役は全員、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」（平成16年法律第88号、以下「決済合理化法」といいます）が平成21年1月5日に施行され、上場会社の株式が一斉に株式振替制度に移行されたこと（いわゆる「株券電子化」）に伴い、次のとおり、定款を変更します。

- (1) 現行定款第7条（株券の発行）の定めは、決済合理化法附則第6条第1項に基づき、決済合理化法の施行日を効力発生日としてこの定めを廃止する定款変更の決議をしたものとみなされているため、これを定款に反映し、同条を削除します。
- (2) 上記(1)の株券の廃止、および、「株券等の保管及び振替に関する法律」（昭和59年法律第30号）が決済合理化法附則第2条に基づいて決済合理化法の施行日に廃止されたことに伴い、現行定款第8条および第9条について、文言の修正および削除を行います。
- (3) 決済合理化法の施行日の翌日から起算して1年を経過するまでの間は、会社法第221条の定めにより、株券喪失登録簿を作成するものとされているため、株券喪失登録簿に関する定めを附則に移行し、当該期間経過後に削除するものとします。
- (4) その他、上記変更に伴い、条数の繰上げを行います。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりです。

(下線部分は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
第一章 総則	第一章 総則
第1条～第4条（条文の記載省略）	第1条～第4条（現行どおり）
第二章 株式	第二章 株式
第5条～第6条（条文の記載省略）	第5条～第6条（現行どおり）
(株券の発行)	
第7条 <u>当社は、株式に係る株券を発行する。</u>	(削除)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(株式取扱規程)</p> <p>第8条 当社が発行する株券の種類ならびに株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、株券喪失登録簿および新株予約権原簿への記載または記録、その他株式または新株予約権に関する取扱いおよび手数料については、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第9条 当社は株主名簿管理人を置く。</p> <p>2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。</p> <p>3 当社の株主名簿、株券喪失登録簿および新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿、株券喪失登録簿および新株予約権原簿への記載または記録、実質株主通知の受理等、株式および新株予約権に関する事務は、株主名簿管理人に取扱わせ、当社において、これを取扱わない。</p> <p>第10条 (条文の記載省略)</p> <p>第三章 株主総会</p> <p>第11条～第16条 (条文の記載省略)</p> <p>第四章 取締役および取締役会</p> <p>第17条～第29条 (条文の記載省略)</p> <p>第五章 監査役および監査役会</p> <p>第30条～第40条 (条文の記載省略)</p>	<p>(現行第8条以下を1条ずつ繰上げる)</p> <p>(株式取扱規程)</p> <p>第7条 株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、その他株式または新株予約権に関する取扱いおよび手数料については、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第8条 (現行どおり)</p> <p>(現行どおり)</p> <p>(削除)</p> <p>第9条 (現行どおり)</p> <p>第三章 株主総会</p> <p>第10条～第15条 (現行どおり)</p> <p>第四章 取締役および取締役会</p> <p>第16条～第28条 (現行どおり)</p> <p>第五章 監査役および監査役会</p> <p>第29条～第39条 (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第六章 会計監査人 第41条～第44条（条文の記載省略） 第七章 計算 第45条～第48条（条文の記載省略） （新設）</p>	<p>第六章 会計監査人 第40条～第43条（現行どおり） 第七章 計算 第44条～第47条（現行どおり） <u>附則</u> 第1条 <u>当会社の株券喪失登録簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株券喪失登録簿への記載または記録に関する事務は株主名簿管理人に取り扱わせ、当会社においては取り扱わない。</u> 第2条 <u>当会社の株券喪失登録簿への記載または記録は、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</u> 第3条 <u>本附則第1条から本条は平成22年1月5日まで有効とし、平成22年1月6日をもってこれを削除する。</u></p>

第2号議案 取締役4名選任の件

現任取締役のうち、三田聖二、テレーザ・エス・ヴォンダーシュミット、ドナル・ドイル及び塚田健雄の4氏は本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役4名の選任をお願いしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりです。

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴及び他の法人等の代表状況並びに 当社取締役であるときの地位及び担当	所有する当社 の株式の数
1	三田 聖二 (昭和24年6月10日生)	昭和48年5月 カナダ国鉄入社 昭和53年6月 デトロイト大学 電気工学科 博士課程修了 昭和54年3月 コンレイル鉄道入社 昭和57年12月 ロングアイランド鉄道入社 副 社長就任 昭和59年4月 ハーバード大学経営大学院 上 級マネージメントプログラム (A. M. P) 修了 昭和59年11月 シティバンク エヌ・エイ入社 副社長就任 昭和62年7月 メリルリンチ証券入社、プロダ クトオペレーション副社長就任 平成元年11月 モトローラ(株) 常務取締役 移 動電話事業部事業部長(兼)モ トローラ・インク 副社長就任 平成6年7月 アップルコンピュータ(株) 代表 取締役就任(兼)アップルコン ピュータ本社(米国) 副社長就 任 平成7年10月 エル・ティ・エス(株)設立 代表 取締役就任(現任) 平成8年5月 当社設立 代表取締役就任(現 任) 平成8年10月 Computer and Communication Technologies Inc. 設立 代表取 締役就任 平成10年7月 日本アイルランド経済協会(現 在日アイルランド商工会議所) 副会長就任 平成10年10月 ザイリンクス・インク社 社外 取締役就任	2,681株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴及び他の法人等の代表状況並びに 当社取締役であるときの地位及び担当	所有する当社 の株式の数
		<p>平成12年2月 エル ティ サンダ ビー・ ヴィー・ビー・エー設立 マ ネージングディレクター就任 (現任)</p> <p>平成20年1月 アイルランド政府 次世代ネット ワークに関する国際諮問会議委 員就任 (現任)</p> <p>在日アイルランド商工会議所 (旧日本アイルランド経済協 会) 会頭就任</p> <p>(他の法人等の代表状況)</p> <p>エル ティ サンダ ビー・ヴィー・ビー・エー マネージングディレクター</p>	
2	テレーザ・エ ス・ヴォンダー シュミット (Theresa S. Vonderschmitt) (昭和22年2月1日生)	<p>昭和43年9月 パンアメリカン航空入社</p> <p>昭和63年2月 フォードハム大学 経済学部卒 業</p> <p>平成3年3月 サンタクララ大学 経営学修士 取得</p> <p>平成8年1月 投資会社ザ・ヴォンダーシュ ミット・トラスト設立 オー ナー (現任)</p> <p>平成11年1月 ビーアンドティー・ヴォンダー シュミットLLC設立 オー ナー兼マネジャー (現任)</p> <p>平成11年6月 当社 社外取締役就任 (現任)</p> <p>(他の法人等の代表状況)</p> <p>投資会社ザ・ヴォンダーシュミット・トラ スト オーナー兼マネジャー</p>	21,770 株
3	ドナル・ドイル (Donal Doyle) (昭和6年10月11日生)	<p>昭和33年6月 聖スタニスラスカレッジ 哲学 部卒業</p> <p>昭和41年6月 ミルトンパーク大学 神学部卒 業</p> <p>昭和60年4月 上智大学 外国語学部 英語学 科講師</p> <p>昭和62年4月 上智大学 学長補佐</p> <p>平成元年4月 上智大学 外国語学部 英語学 科教授</p> <p>平成11年6月 当社 社外取締役就任 (現任)</p> <p>平成14年4月 上智大学 名誉教授 (現任)</p>	— 株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴及び他の法人等の代表状況並びに 当社取締役であるときの地位及び担当	所有する当社の株式の数
4	塚田 健雄 (昭和7年10月3日生)	昭和30年3月 名古屋大学 法学部卒業 昭和33年3月 名古屋大学 大学院修士課程修了 昭和33年4月 トヨタ自動車工業㈱(現 トヨタ自動車㈱) 入社 昭和51年7月 同社 部長 昭和57年9月 同社 取締役就任 昭和62年9月 同社 常務取締役就任 昭和63年10月 日本移動通信㈱(現 KDDI ㈱) 専務取締役就任 平成3年6月 同社 取締役社長就任 平成11年6月 同社 取締役最高顧問就任 平成12年10月 当社 社外取締役就任(現任) 平成12年12月 ㈱トヨタエンタプライズ 最高顧問就任 平成13年6月 同社 取締役最高顧問就任 平成15年6月 同社 顧問就任	— 株

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. テレーザ・エス・ヴォンダーシュミット氏、ドナル・ドイル氏及び塚田健雄氏は、社外取締役の候補者です。
3. テレーザ・エス・ヴォンダーシュミット氏は、当社代表取締役三田聖二の実姉です。
4. テレーザ・エス・ヴォンダーシュミット氏は、その豊富な経営経験及び投資経験から、引き続き当社の社外取締役として適任であると判断いたします。
5. ドナル・ドイル氏は、直接企業経営に関与された経験はありませんが、学識経験者としての観点からの発言により取締役会の意思決定の適正性を図るため、引き続き当社の社外取締役として適任であると判断いたします。
6. 塚田健雄氏は、自動車業界及び移動体通信業界における企業経営に長年携っており、その豊富な経営経験から、引き続き当社の社外取締役として適任であると判断いたします。
7. テレーザ・エス・ヴォンダーシュミット氏、ドナル・ドイル氏及び塚田健雄氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、テレーザ・エス・ヴォンダーシュミット氏及びドナル・ドイル氏は本株主総会の終結の時をもって10年となり、塚田健雄氏は8年を経過しています。
8. 当社と各社外取締役候補者は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しています。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額としています。各氏の再任が承認された場合には、当該契約を継続する予定です。

第3号議案 監査役1名選任の件

現任監査役のうち、館野忠男氏は本総会終結の時をもって辞任しますので、監査役1名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ています。

監査役候補者は、次のとおりです。

氏名 (生年月日)	略歴及び他の法人等の代表状況	所有する当社の株式の数
笠井 哲哉 (昭和20年11月10日生)	昭和44年3月 京都大学 法学部卒業 昭和44年4月 郵政省（現 総務省）入省 昭和57年7月 同省 四国電波監理局航空海上部長 昭和58年7月 同省 四国電波監理局総務部長 昭和59年7月 同省 通信政策局調査官 昭和60年7月 同省 大臣官房企画課情報通信企画室長 昭和62年6月 同省 大臣官房経理部会計課長 昭和63年6月 同省 大臣官房上席監察官(監察第三部担当) 平成元年6月 通信・放送衛星機構 総務部長 平成3年6月 郵政省（現 総務省） 関東郵政監理局 総務監察官 平成4年4月 同省 東北電気通信監理局長 平成5年7月 同省 九州郵政監理局長 平成6年7月 同省 東海郵政監理局長 平成7年6月 同省 近畿郵政監理局長 平成8年7月 (財)移動無線センター 専務理事・事務局長 平成11年6月 (株)関西デジタルホン 常務取締役就任 平成11年10月 ジェイフォン関西(株) 常務取締役就任 平成12年10月 ジェイフォン西日本(株) 常務取締役就任 平成13年11月 ジェイフォン(株) 執行役員(関西支社長付) 就任 平成14年6月 横浜エフエム放送(株) 取締役就任 平成17年6月 同社 常務取締役就任 平成20年7月 (財)ゆうちょ財団 顧問就任	— 株

- (注) 1. 監査役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 監査役候補者は、社外監査役の候補者です。
3. 監査役候補者は、郵政省（現 総務省）における豊富な行政経験から電気通信業界に通じており、また、移動体通信事業を含む民間企業において、取締役として企業経営に携った経験を有しています。その幅広い見識から有効な監査を行っていただけるものと考え、当社の社外監査役として適任であると判断いたします。

4. 監査役候補者が選任された場合、当社は監査役候補者との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定です。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額とする予定です。

第4号議案 ストックオプションによる取締役報酬の承認の件

当社は、これまで、株主価値の向上に対する意欲を一層向上させることを目的として、当社及び子会社の取締役、監査役及び従業員等に対してストックオプションを無償で発行しておりますが、会社法では、ストックオプションとして発行される新株予約権が取締役に付与される場合には、取締役の報酬等に該当するものと位置づけられています。

当社の取締役の報酬総額は、平成19年6月26日開催の第11回定時株主総会において年額4億8,000万円以内とする旨ご承認いただき今日に至っていますが、当該取締役の報酬総額とは別枠で、当社取締役に対する報酬として年額5,000万円の範囲でストックオプションとして新株予約権を発行することにつきご承認をお願いしたいと存じます。

なお、当社の現任の取締役は7名（うち4名は社外取締役）ですが、第2号議案が原案どおり承認可決された場合も7名（うち4名は社外取締役）となります。

また、ストックオプションとして発行する新株予約権の内容は以下のとおりです。

なお、当社は、本書2頁目でもご案内いたしましたとおり、平成21年7月1日を効力発生日として、普通株式1株につき5株の割合をもって分割する株式分割（以下、「本件株式分割」という）の実施を決議しており、これに伴い、ストックオプションとして発行する新株予約権の数を2,000個から10,000個に変更するものとしています。

そのため、下記「(1) 当該新株予約権の目的である株式の数」および「(6) 新株予約権の数」については、本件株式分割の効力発生を条件として5倍に調整されます。

(1) 当該新株予約権の目的である株式の種類及び数

種類：当社普通株式

数：1,960株（ただし、本件株式分割の効力発生を条件として9,800株）を上限とする。

なお、新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により新株予約権の目的である株式の数を調整するものとする。

ただし、かかる調整は、本件新株予約権のうち当該時点で権利行使していない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

- (2) 当該新株予約権の行使に際して出資される財産の価額またはその算定方法
当該新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の算定方法は、1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という）に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、当該新株予約権の発行日の前日（取引が成立していない日を除く）における大阪証券取引所へラクス市場における当社株式普通取引の終値（気配表示を含む）とする。

なお、当該新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

- (3) 当該新株予約権の発行日
平成21年8月15日
- (4) 当該新株予約権を行使することができる期間
平成21年8月15日から平成26年8月15日まで
（行使請求期間の最終日が金融機関休業日に当たるときは、その直前の金融機関営業日が最終日となる）
- (5) 譲渡による当該新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。
- (6) 新株予約権の数
1,960個（ただし、本件株式分割の効力発生を条件として9,800個）を上限とする。
（新株予約権1個当たりの目的となる株式数1株）
- (7) 新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととする。
- (8) その他の新株予約権の内容等については、新株予約権の募集事項を決定する取締役会の決議によって定める。

第5号議案 ストックオプションによる監査役報酬の承認の件

当社は、これまで、株主価値の向上に対する意欲を一層向上させることを目的として、当社及び子会社の取締役、監査役及び従業員等に対してストックオプションを無償で発行しておりますが、会社法では、ストックオプションとして発行される新株予約権が監査役に付与される場合には、監査役の報酬等に該当するものと位置づけられています。

当社の監査役の報酬総額は、平成19年6月26日開催の第11回定時株主総会において年額7,200万円以内とする旨ご承認いただき今日に至っておりますが、当該監査役の報酬総額とは別枠で、当社監査役に対する報酬として年額200万円の範囲でストックオプションとして新株予約権を発行することにつきご承認をお願いしたいと存じます。

なお、当社の現任の監査役は4名ですが、第3号議案が原案どおり承認可決された場合も4名となります。

また、ストックオプションとして発行する新株予約権の内容は以下のとおりです。

なお、当社は、本書2頁目でもご案内いたしましたとおり、平成21年7月1日を効力発生日として、普通株式1株につき5株の割合をもって分割する株式分割（以下、「本件株式分割」という）の実施を決議しており、これに伴い、ストックオプションとして発行する新株予約権の数を2,000個から10,000個に変更するものとしています。

そのため、下記「(1) 当該新株予約権の目的である株式の数」および「(6) 新株予約権の数」については、本件株式分割の効力発生を条件として5倍に調整されます。

(1) 当該新株予約権の目的である株式の種類及び数

種類：当社普通株式

数：40株（ただし、本件株式分割の効力発生を条件として200株）を上限とする。

なお、新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により新株予約権の目的である株式の数を調整するものとする。

ただし、かかる調整は、本件新株予約権のうち当該時点で権利行使していない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

(2) 当該新株予約権の行使に際して出資される財産の価額またはその算定方法
当該新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の算定方法は、1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という）に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、当該新株予約権の発行日の前日（取引が成立していない日を除く）における大阪証券取引所ヘラクレス市場における当社株式普通取引の終値（気配表示を含む）とする。

なお、当該新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

- (3) 当該新株予約権の発行日
平成21年8月15日
- (4) 当該新株予約権を行使することができる期間
平成21年8月15日から平成26年8月15日まで
(行使請求期間の最終日が金融機関休業日に当たるときは、その直前の金融機関営業日が最終日となる)
- (5) 譲渡による当該新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。
- (6) 新株予約権の数
40個(ただし、本件株式分割の効力発生を条件として200個)を上限とする。
(新株予約権1個当たりの目的となる株式数1株)
- (7) 新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととする。
- (8) その他の新株予約権の内容等については、新株予約権の募集事項を決定する取締役会の決議によって定める。

以 上

